

警備実施に関する訓令

〔最終改正 令和3.11.19 京都府警察本部訓令第27号〕

（概要）

この訓令は、警備実施要則（昭和38年国家公安委員会規則第3号）に基づき、京都府警察における警備実施に関する必要な事項を定めたもので、昭和46年3月15日から施行しています。